

事業計画書
(R8年度)

令和8年度

(令和8年4月1日～令和9年3月31日)

社会福祉法人 つつじの福祉会

特別養護老人ホーム まつかぜの郷

地域密着型小規模特別養護老人ホーム はぎの郷

2026年度 事業計画

社会福祉法人つつじの福祉会

特別養護老人ホーム まつかぜの郷

地域密着型小規模特別養護老人ホーム はぎの郷

I 基本理念・事業運営方針

高齢者が要介護状態になっても、介護保険法が目指す「自立支援」「本人本位（自己決定）」「生活の継続」の3つを、当法人が追及するサービスの本質のキーワードとして据え、利用者お一人おひとりの思いや願いが叶い、今までと同じように家族や地域社会とのかかわりが継続でき、馴染みのある職員による専門的な支援（ユニットケア）を受けながら、利用者、家族、職員がともに生（活）きる暮らしを実現し、信頼でつながった日常となるよう運営していきます。

<法人理念>

「これからも あなたが あなたらしく暮らせるように・・・」

* 『あなた』とは、利用者だけでなく、法人・施設で働く職員やその家族及び関係者のこと

II 収支予算

(単位：千円)

科 目	年度収支予測		
	法人全体	「まつかぜの郷」	「はぎの郷」
事業活動収入			
事業活動支出			
事業活動資金収支差額			
借入金等返済金支出			
当期資金収支差額			

別紙の財務資料にて報告

III 組織体制

1 社会福祉法人つつじの福祉会の R8 年度 組織体制

※ 添付資料参照

IV 業務指針

1 総括

「地域密着型小規模特別養護老人ホーム はぎの郷（以下「はぎの郷」という。）」の開設運営（2018年3月30日）から8年目が経過し、最重要課題であった運営面での充実・安定化の目途がたち（職員一同の最大限のマンパワーの発揮によるところ大）、2021年度は、次の緊急かつ最重要課題であった財政面の危機脱出・安定化を戦略として新たに広域型「特別養護老人ホーム まつかぜの郷（以下「まつかぜの郷」という。）」の戦略的開設（2021年3月31日）となりました。（まつかぜの郷：本体施設・はぎの郷：サテライト施設として申請許可）

2023年度は待機利用者の安定した確保の運営課題、またさらなる人事面・運営面・財政面及び職員の福利厚生の実質の充実・安定化の強化を目的として明石市大久保町谷八木にある「サービス付高齢者住宅高齢者住宅グランドファミリア谷八木・訪問介護事業所グランドファミリア谷八木・デイサービスセンターグランドファミリア谷八木」の事業取得を実施しました。また、2026年2月1日からは重度の利用者を対象とした「グランドファミリア谷八木2号館(16床)」も無事に新規開設致しました。

2026年度計画は、3年後、5年後、10年後を見据えた組織のさらなる人事面・運営面・財政面及び職員の福利厚生の実質の充実・安定化の強化を「2026年度の戦略的計画課題」とし、この組織で働く全職員が働きやすく、やりがいがあると思える職場づくり、福利厚生面、処遇面の向上、については今の社会情勢に打たれることなく離職率をできる限りなくす為の法人としての家族愛の創造、志の共有、希望の共有、利用者・職員のやりがいの共有、笑顔の共有の創造を戦略的な運営目的として取り組んでいきます。

法人の実質適正な運営、人事の戦略的な政策及び資金収支管理に関しては最大限注力し、全ての課業に対して戦略的かつ真摯に向き合い、各職員がそれぞれの役割を担う定義・目的を明確にし、より一層の報告・連絡・相談を綿密に実践し、組織の安定的運営並びに個人、組織と共に成長となるよう運営を行います。そのため具体的課題にはバランスを欠くことなくタイムマネジメントを実施し、「2026年度の戦略的計画課題」について具体的に成果を上げる年度となるよう取り組みます。

利用者とのかかわり

① 事業所理念

「我見、離見、離見の見（自分をみること、相手の立場から自分を見ること、人間関係を俯瞰して見ること）」の姿勢でご利用者の生活を支え、職員と協働します。

法人としての家族愛の創造、志の共有、希望の共有、利用者・職員のやりがい・生きがいの共有、笑顔の共有の創造を理念の目的として取り組みます。

② 運営方針

「主権者は利用者である」常に迷ったら利用者の声に耳を傾ける

(イ) ご利用者お一人おひとりの思いや希望が叶い、ご家族や地域社会とのかかわりが継

続できる運営をおこないます。

(ロ) ご利用者もご家族も職員も信頼で結ばれ、優しさとふれあいを大切にする運営をおこないます。

(ハ) 地域の中の施設として、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図るとともに地域の一員として貢献できる運営をおこないます。

③ ケアマネジメント

利用者ご本人の「今」にマッチした有用性の高い介護計画を作成するため、利用者お一人おひとりとの関わり（会話、言動把握、仕草・表情等）の中から、ご本人が望む日常となるようその思い・意向を汲み取り、ご家族の要望・医療従事者・職員の意見も踏まえます。現況把握（ケアカンファレンス）及びモニタリングの頻度を上げ、介護計画の見直し等ブラッシュアップに繋がります（介護現場と専門職員との連携強化）。

④ 食事と健康管理

「食べる事」は生きる事の原点であり高齢者の楽しみ事の一つです。各ユニットにおいて、栄養士と情報共有しながら、『食』への関心ができる限り継続するようはかります（食事時間における匂い・雰囲気共有、配膳・下膳、洗い物等を一緒におこなう等）。

また、口腔内の保清に努め、嚥下機能の持続にも留意します。

⑤ 認知症の方への支援

認知症は「脳」にかかる進行性の病気であることを理解した上で、ご本人のBPSDへの係わりを職員間で相談・検討しながら取り組み、穏やかな日常となるよう努めます。そのための方策として、「認知症ケア」能力の意図的・計画的向上施策の検討及びその実践を図ります。

⑥ 看取り支援について

「この施設でよかった・・・」と最後に言ってもらえるよう、終の棲家としての機能を有している事業所としての役割を十分理解し、看取り介護を実践します。

（ご家族への精神的負担の緩和支援や職員への看取り介護に対する研修の継続実施）。

⑦ 季節ごとの行事

年初の初詣から年末の大晦日まで、季節に応じた行事や食事を取り入れ、四季の移ろい等も実感していただきます。施設全体行事とユニット単位行事の両方でご本人への「憩いと潤い」の体現、ご家族や地域との接点も広げ、様々なボランティアや団体等の協力もいただきながら取り組みます。

(2) 事故への対応

日々、機能が低下する暮らしの中で、不測の事故は起こり得る事を前提に、「ヒヤリ・ハット」をいかに速く多く見出すかに重点を置き、「ヒヤリ・ハット」を発見することを業務の一環として位置づけ、定期的に「ヒヤリ・ハット大賞」等のセレモニーをおこない精度を高める施策を講じます。事故が発生した場合には、冷静かつ誠実に素早く利用者ご本人へ対応（状況の把握、バイタル等の確認）し、看護職員とともに医師への連絡・救急搬送依頼等最善の策を講じます。再発防止への取り組み、行政への報告等も遅滞なくおこないます。

(3) 防災対策

防災・非常災害時への取組みとして、「防災・非常災害への対策本部の組織と事務分掌」の明確化、並びに初動活動（発生後 72 時間以内）及び応急活動（発生後 72 時間以降）に分け対応します。災害等は非日常の出来事であるため、「災害、緊急時対応マニュアル」を整備し、研修及び通報・消火・避難訓練（年 6 回）や緊急時参集訓練、職員向け緊急時対応訓練を実施します。訓練に際しては、消防署と協議しながらご利用者の現況に応じた具体的な避難誘導となるよう取組みます。地域の方々とも防災・非常災害について意見交換し協力体制を構築します。有事に際して備蓄（飲料水・非常食、簡易トイレ等）し、また非常食を食し（年 1 回程度）防災意識の向上に努めます。

(4) 運営推進会議の開催（「はぎの郷」サテライト施設）

「はぎの郷」においては、事業所情報や利用者情報の開示並びにご利用者の生活の質の向上、安全面・衛生面、地域交流・貢献等について参加者（利用者・家族、地域住民代表、行政職員、知見者等）で意見交換等おこない、事業所運営に活かす取組みとして年 6 回以上の運営推進会議を開催します。会議議事録は、参加者及び全家族に開示します。

V 特別養護老人ホーム「まつかぜの郷」事業計画

1 施設方針

事業所理念・方針を縦軸とし、「利用者ファースト」のスタンスをぶれることなく追及し、「まつかぜの郷」での暮らしが利用者にとって望ましいもの、また「快」となるよう、「チームケア」を横軸に、飽くなきひたむきに取組みます。

そのことを通じ、この組織で働く全職員が楽しいと思える職場づくり、福利厚生面、処遇面の向上、ついては今の社会情勢に打たれることなく離職率をできる限りなくす為の法人として家族愛の創造、志の共有、希望の共有、利用者・職員のやりがいの共有、笑顔の共有の創造を戦略的な運営目的として取り組んでいきます。

2 部門単位方針・重点施策（基本、サテライト「はぎの郷」と一体型のため同じ方針・施策）

R 8 年度 まつかぜの郷 施設年間テーマ（目標）

- ・ 法的根拠をもった施設運営
- ・ 医科学的根拠をもった介護・医療オペレーションの提供
- ・ 利用者ファーストの精神でサービス提供

各部門の年次目標（令和8年度 まつかぜの郷）

部 門	目 標
1A ユニット	当事者意識を高め言葉より行動で示す
2A ユニット	記録を通じて情報共有を強化して統一したケアを実践する
2B ユニット	職員同士が意見を出し合える環境をつくり全員がユニットに対して関心をもつ。
3A ユニット	一つ一つ丁寧な対応とケアサービス支援の提供
3B ユニット	遵守徹底したサービス支援の提供
看護部門	多職種連携、情報共有を強化し看護の質向上に努める
生活相談員・CM	ご利用者、ご家族が「まつかぜの郷に入ってよかった！」と思って頂けように、多職種連携にて迅速で的確な対応をする。 ケアプランは全職員で毎月検討して、より良いケアプランを作成する。
栄養管理部門	利用者、ご家族への心配りをを行い円滑な栄養ケアサービスに努める。
総 務	多職種の一員として相互扶助の精神を持って業務を遂行する。

(1) 介護部門

- ・利用者のQOLの向上
- ・尊厳の保持
- ・自立支援
- ・多職種連携の充実
 - ・徹底した情報共有と理解
 - ・コミュニケーションと信頼関係の構築

- ・優先順位を考えた行動
- ・接遇マナーの基本（5原則）
 - 身だしなみ 挨拶 聴く姿勢 表情 言葉遣い
- ・ユニットケアへの積極的な取組み
- ・「個別ケア」実現のための取組み
- ・「本人本位（自己決定）」「現有能力」を踏まえた適切な支援
- ・見守り、コミュニケーション、適度に緊張感（馴れ合いでなく親しみの）ある支援
- ・「不適切なケア」の払拭へ取組む
- ・タイムマネジメント力の養成
- ・意図的・計画的行動の実践

(2) 看護部門（機能訓練含む）

1. 心身ともに健康で笑顔を武器に過ごす
2. 統一した対応・支援を実践する
3. 情報共有の徹底
4. 報・連・相の励行
5. コミュニケーションを密にし、申し送りを強化する
6. 情報共有の徹底

(3) ケアマネジメント（介護支援専門員）

1. 丁寧なケアプランの作成
2. ケアカンファレンス開催の定例化
3. サービス提供状況の把握
4. 入居者・家族との関係作りを行っていく

(4) 栄養管理（管理栄養士）

1. 他職種との連携（報・連・相の徹底）により、利用者への食事支援を充実させる
2. 利用者とのコミュニケーションを充実させ、食事への思いを把握する
3. ミールラウンドの内容を見直し、介護職員との連携を密にする

(5) 生活相談員

1. 丁寧な相談業務を行います
2. 専門性を発揮した相談業務の実践
3. 安定した稼働率の確保
4. 法令を遵守した業務遂行
5. 家族及び地域との連携を深める

(6) 総務部門

1. 「自利利他」の精神をもってチームケアに務める
2. 自部門、他部門との報・連・相の徹底
 - ・部門内では「ノート」を有効に使い、情報共有（報告、連絡）の徹底
 - ・他部門とは、「チャット（LINEWORKS）」の有用性を活用し、情報共有の最大化

に取組む。

3 会議（まつかぜの郷）

会議名	開催時期	出席者
全体会議（主任・専門職）	毎月 第2月曜日	統括管理者、統括代理（総務主任等）、介護主任、看護主任、介護支援専門員、生活相談員、栄養士
介護主任会議	毎月 第2月曜日	統括管理者、統括代理、介護主任等
介護副主任会議	奇数月 第2水曜日	統括代理・介護副主任
専門職員会議	毎月 第4木曜日	統括管理者、統括代理、専門職員等
看護会議	毎月 第1火曜日	統括管理者、統括代理、看護主任、看護職員等
ユニット会議	毎月後半（15日から）の一日 （ユニットごとに設定）	統括管理者、統括代理、各ユニット職員、全専門職員等
サービス担当者会議	入居時、入居1ヵ月後、 ケアプラン更新時他	利用者、利用者家族、介護支援専門員、栄養士、介護職員、看護職員等、統括（代理）
入居判定会議	新規入居の前	統括管理者、統括代理、医師、生活相談員、看護職員、介護職員、介護支援専門員、栄養士等

※ 必要に応じて臨時の会議開催あり

4 委員会（まつかぜの郷）

委員会名	開催時期	出席者
身体的拘束等廃止委員会	毎月 第1水曜日 16:00～	委員長、統括管理者、介護支援専門員、各ユニットの委員
入居判定委員会	毎月 第2月曜日 9:30～	統括管理者、各ユニットリーダー、看護主任、介護支援専門員、生活相談員、栄養士、総務主任等
介護事故安全対策委員会	毎月 第2月曜日 10:30～	委員長、統括管理者、統括代理、各ユニットリーダー
感染症対策委員会 （褥瘡対策含む）	偶数月 第3金曜日 10:30～	看護主任、各ユニットの委員
給食委員会	奇数月 第4水曜日 16:00～	栄養士、各ユニットの委員
行事委員会	毎月 第4木曜日	総務主任、生活相談員、各ユニットの

防災・非常時対策委員会	16:00～	委員
虐待防止委員会 (虐待防止研修会含む)	毎月各ユニット会議 開催時に実施	委員長、統括管理者、各ユニット介護 職員、看護主任、介護支援専門員、生活 相談員、栄養士等
ハラスメント委員会	奇数月 第2水曜日	統括代理・介護副主任
身体的拘束等適正化委員会	第1火曜日(6月、9 月、12月、3月) 9:30～	施設長、医師、看護職員、ユニットリー ダー、介護支援専門員、栄養士、生活相 談員等

※ 「身体的拘束等廃止委員会」⇒ 各ユニットにおける日々の支援のなかでの「不適切なケア」の有無、虐待・拘束等に繋がる恐れのある支援等について振り返り(情報共有)及び課題の検討並びにサービスの質の向上に向けての施策の検討等をおこなう。

※ 「身体的拘束等適正化委員会」⇒ 3ヵ月に1回以上、身体拘束等の現況を把握し、出席者がその現況について情報を共有し対応策を検討する。

5 研修・訓練等

(1) 施設内研修・勉強会

R7年度 施設内職員研修表(ユニット会議時に実施)

実施月	研修・勉強会	研修・勉強会の目標	担当
4月	看取り研修 施設非常・緊急時対応 について	非常・緊急時の各人の対応・役割の 整理と指示・連絡系統の確認	宮武(統括)
5月	身体拘束等適正化に向 けて①	日々の支援の振り返りを通じて身体 的拘束等の廃止への取組みを確認す る(事例検討)	宮武(統括)
6月	感染対策(食中毒)・まん 延防止① テーマ:食 中毒対策(実習)	この時期に注意すべき食中毒の予防 とまん延防止	石井(栄養士)
7月	高齢者虐待防止研修① 口腔ケア研修①	施設における虐待と防止について学 ぶ	宮武(統括)
8月	介護事故安全対策につ いて①	高齢者施設での介護事故・安全対策 について	宮武(統括)
9月	認知症ケア ① 接遇に関する研修	認知症ケア技法(その1)を学ぶ	宮武(統括)
10月	プライバシー保護につ	介護現場におけるプライバシー保護	宮武(統括)

	いて 倫理・法令順守の研修	の実際を検証する コンプライアンスについて	
11月	感染対策(褥瘡)・まん延 防止② テーマ:褥瘡対策・嘔吐 処理実習	褥瘡等への予防策及び発生時の対応 を学ぶ	看護師(医 務)
12月	身体拘束等適正化に向 けて② 口腔ケア研修②	日々の支援の振り返りを通じて身体 的拘束等の廃止への取組みを確認す る(事例検討)	宮武(統括)
1月	高齢者虐待防止研修② 権利擁護について	権利擁護に関する制度の基本理解と 情報発信の方法について学ぶ	宮武(統括)
2月	介護事故安全対策につ いて② BCP(感染)	高齢者施設での介護事故・安全対策 について	宮武(統括)
3月	認知症ケア ②・BCP (災害)	認知症ケア技法(その2)を学ぶ	宮武(統括)

訓練・外部講習等

- ① 通報・消防・避難訓練 ⇒ 偶数月に実施(8月、2月は消防と協同)
- ② 普通救命講習(市開催) ⇒ 4月より順次受講(全職員受講予定)
- ③ たん吸引研修
- ④ ユニットリーダー研修
- ⑤ 認知症基礎・実践者研修
- ⑥ 安全対策研修
- ⑦ 介護技術研修(ボディメカニクス、介護職員が実践できる医療的処置等)
- ⑧ その他

6 行事

(1) 年間計画(予定)

実施月	行事内容
4月	お花見、お花見ドライブ
5月	端午の節句、母の日
6月	外出行事、父の日、
7月	七夕、納涼祭
8月	盆踊り、夏祭り
9月	お月見、敬老の日、

10月	秋の遠足、運動会
11月	菊花鑑賞、紅葉狩り、音楽会
12月	クリスマス会、餅つき大会、
1月	正月祝い、初詣、七草がゆ、餅つき
2月	節分、バレンタインデー
3月	雛祭り、観梅会、ドライブ、ホワイトデー

※ 上記のうち、「夏祭り」「餅つき」は施設全体行事

(2) 日常レク等

- ① 口腔体操（嚥下）、散歩、買い物、洗濯ものたたみ、洗い物、DVD鑑賞、音楽療法等
- ② 誕生日会
- ③ ボランティアによる催事
- ④ 地域交流行事への参加等

VI 地域密着型小規模特別養護老人ホーム 「はぎの郷」 事業計画

1 施設方針

「はぎの郷」は、開設8年目を迎え、今迄培ってきた運営上のノウハウを最大限に発揮し、法人理念の体现である「個別ケア」の質実向上を追求していく年度とします。

また、制度上「まつかぜの郷」が本体施設として開設され、「はぎの郷」はサテライト施設として運営していきますが、先輩施設としてのプライドを胸に「利用者ファースト」の精神はぶれることなく、「チーム力」を発揮しながら、その達成に飽きなくひたむきに取り組めます。それらを通じて、この組織で働く全職員が楽しいと思える職場づくり、福利厚生面、処遇面の向上、については今の社会情勢に打たれることなく離職率をできる限りなくす為の法人としての家族愛の創造、志の共有、希望の共有、利用者・職員のやりがいの共有、笑顔の共有の創造を戦略的な運営目的として取り組んでいきます。

2 部門単位方針・重点施策

R 8年度 はぎの郷 施設年間テーマ（目標）

- ・ 法的根拠をもった施設運営
- ・ 医科学的根拠をもった介護・医療オペレーションの提供
- ・ 利用者ファーストの精神でサービス提供

各部門の年次目標（令和8年度 はぎの郷）

部 門	目 標
1F ユニット	報告・相談・連絡を心掛けて業務遂行。
2F ユニット	初心に戻り、丁寧かつ利用者ファーストの介護を心掛ける。
3F ユニット	多職種連携を大切に利用者一人一人に寄り添うサービス提供。
看護部門	特別養護老人ホームの看護師としての使命、役割を考え遂行する。
介護支援専門員 生活相談員	空床時に早期入居の対応。 多職種連携による利用者に寄り添ったケアプランの作成。
管理栄養士	利用者、ご家族への心配りを行い、円滑な栄養ケアサービスに努める
総 務 (サービス向上支援係)	いつも笑顔でご挨拶！ 力を合わせて心通う総務業務を遂行する。

(1) 介護部門

- ・利用者のQOLの向上
- ・尊厳の保持
- ・自立支援
- ・多職種連携の充実
- ・徹底した情報共有と理解
- ・コミュニケーションと信頼関係の構築
- ・優先順位を考えた行動
- ・接遇マナーの基本（5原則）
身だしなみ 挨拶 聴く姿勢 表情 言葉遣い
- ・ユニットケアへの積極的な取組み
- ・「個別ケア」実現のための取組み
- ・「本人本位（自己決定）」「現有能力」を踏まえた適切な支援
- ・見守り、コミュニケーション、適度に緊張感（馴れ合いでなく親しみの）ある支援
- ・「不適切なケア」の払拭へ取組む
- ・タイムマネジメント力の養成
- ・意図的・計画的行動の実践

(2) 看護部門（機能訓練含む）

- ・心身ともに健康で笑顔を武器に過ごす
- ・統一した対応・支援を実践する
- ・情報共有の徹底
- ・報・連・相の励行
- ・コミュニケーションを密にし、申し送りを強化する
- ・情報共有の徹底

(3) ケアマネジメント（介護支援専門員）

- ・丁寧なケアプランの作成
- ・ケアカンファレンス開催の定例化
- ・サービス提供状況の把握
- ・入居者・家族との関係作りを行っていく

(4) 栄養管理（管理栄養士）

- ・他職種との連携（報・連・相の徹底）により、利用者への食事支援を充実させる
- ・利用者とのコミュニケーションを充実させ、食事への思いを把握する
- ・ミールラウンドの内容を見直し、介護職員との連携を密にする

(5) 生活相談員

- ・丁寧な相談業務を行います
- ・専門性を発揮した相談業務の実践

- ・安定した稼働率の確保
- ・法令を遵守した業務遂行
- ・家族及び地域との連携を深める

(6) 総務部門

- ・「自利利他」の精神をもってチームケアに務める
- ・自部門、他部門との報・連・相の徹底
- ・部門内では「ノート」を有効に使い、情報共有（報告、連絡）の徹底
- ・他部門とは、「チャット（LINEWORKS）」の有用性を活用し、情報共有の最大化に取り組む。

3 会議（はぎの郷）

会議名	開催時期	出席者
全体会議(主任・専門職)	毎月 第2水曜日	統括管理者、統括代理(総務主任等)、介護主任、看護主任、介護支援専門員、生活相談員、栄養士
介護主任会議	毎月 第2水曜日	統括管理者、統括代理、介護主任等
介護副主任会議	奇数月 第2月曜日	統括代理・介護副主任
専門職員会議	毎月 第2木曜日	統括管理者、統括代理、専門職員等
看護会議	毎月 第3木曜日	統括管理者、統括代理、看護主任、看護職員等
ユニット会議	毎月前半（15日まで）に一日 （ユニットごとに設定）	統括管理者、統括代理、各ユニット職員、全専門職員等
サービス担当者会議	入居時、入居1ヶ月後、 ケアプラン更新時他	利用者、利用者家族、介護支援専門員、栄養士、介護職員、看護職員等、統括（代理）
入居判定会議	新規入居の前	統括管理者、統括代理、医師、生活相談員、看護職員、介護職員、介護支援専門員、栄養士等
運営推進会議	5月、7月、9月、11月、1月、 3月（年6回）	利用者、利用者家族、市職員、地域包括支援センター職員、地域住民代表（自治会長・民生委員等）、知見者、職員等

4 委員会（はぎの郷）

委員会名	開催時期	出席者
介護事故安全対策委員会	毎月第2水曜日 10:30～	委員長、統括管理者、介護支援専門員、各ユニットの委員
入居判定委員会	毎月第2水曜日 9:30～	統括管理者、各ユニットリーダー、看護主任、介護支援専門員、生活相談員、栄養士、総務主任等
身体的拘束等適正化委員会	第2水曜日（6月、9月、12月、3月） 9:30～	委員長、統括管理者、各ユニットリーダー、看護主任、介護支援専門員、栄養士
感染症対策委員会 （褥瘡対策含む）	奇数月第3金曜日 10:30～	看護主任、各ユニットの委員
給食委員会	奇数月第3水曜日 16:00～	栄養士、各ユニットの委員
行事委員会 防災・非常時対策委員会	毎月第3木曜日 16:00～	総務主任、サービス向上支援員、各ユニットの委員
虐待防止委員会 （虐待防止研修会含む）	毎月各ユニット会議 開催時に実施	委員長、統括管理者、各ユニット介護職員、看護主任、介護支援専門員、生活相談員、栄養士等
ハラスメント委員会	奇数月第2水曜日	統括代理・介護副主任
身体的拘束等廃止委員会	毎月第4水曜日 16:00～	施設長、医師、看護職員、ユニットリーダー、介護支援専門員、栄養士、生活相談員等

5 研修・訓練等

R8年度 施設内職員研修表（ユニット会議時に実施）

実施月	研修・勉強会	研修・勉強会の目標	担当
4月	看取り研修 施設非常・緊急時対応 について	非常・緊急時の各人の対応・役割の整理と指示・連絡系統の確認	宮武（統括）
5月	身体拘束等適正化に向けて①	日々の支援の振り返りを通じて身体的拘束等の廃止への取組みを確認する（事例検討）	宮武（統括）

6月	感染対策(食中毒)・まん延防止① テーマ：食中毒対策(実習)	この時期に注意すべき食中毒の予防とまん延防止	石井(栄養士)
7月	高齢者虐待防止研修① 口腔ケア研修①	施設における虐待と防止について学ぶ	宮武(統括)
8月	介護事故安全対策について①	高齢者施設での介護事故・安全対策について	宮武(統括)
9月	認知症ケア ① 接遇に関する研修	認知症ケア技法(その1)を学ぶ	宮武(統括)
10月	プライバシー保護について 倫理・法令順守の研修	介護現場におけるプライバシー保護の実際を検証する コンプライアンスについて	宮武(統括)
11月	感染対策(褥瘡)・まん延防止② テーマ：褥瘡対策・嘔吐処理実習	褥瘡等への予防策及び発生時の対応を学ぶ	看護師(医務)
12月	身体拘束等適正化に向けて② 口腔ケア研修②	日々の支援の振り返りを通じて身体的拘束等の廃止への取組みを確認する(事例検討)	宮武(統括)
1月	高齢者虐待防止研修② 権利擁護について	権利擁護に関する制度の基本理解と情報発信の方法について学ぶ	宮武(統括)
2月	介護事故安全対策について② BCP(感染)	高齢者施設での介護事故・安全対策について	宮武(統括)
3月	認知症ケア ②・BCP(災害)	認知症ケア技法(その2)を学ぶ	宮武(統括)

訓練・外部講習等

- ① 通報・消防・避難訓練 ⇒ 偶数月に実施(8月、2月は消防と協同)
- ② 普通救命講習(市開催) ⇒ 4月より順次受講(全職員受講予定)
- ③ たん吸引研修
- ④ ユニットリーダー研修
- ⑤ 認知症基礎・実践者研修
- ⑥ 安全対策研修
- ⑦ 介護技術研修(ボディメカニクス、介護職員が実践できる医療的処置等)
- ⑧ その他

6 行事

(1) 年間計画（予定）

実施月	行事内容
4月	お花見 、お花見ドライブ
5月	端午の節句、母の日
6月	外出行事、父の日、 つつじ野保育園との交流
7月	七夕、納涼祭
8月	盆踊り、夏祭り
9月	お月見、敬老の日、 つつじ野保育園との交流
10月	秋の遠足、運動会
11月	菊花鑑賞、紅葉狩り、音楽会
12月	クリスマス会、 餅つき大会 、 つつじ野保育園との交流
1月	正月祝い、 初詣 、七草がゆ、餅つき
2月	節分、バレンタインデー
3月	雛祭り、観梅会、ドライブ、ホワイトデー、 つつじ野保育園との交流

※ 上記のうち、「お花見」「つつじ野保育園との交流」「餅つき」「初詣」は施設全体行事

(2) 日常レク等 口腔体操（嚥下）、散歩、買い物、洗濯ものたたみ、洗い物、DVD鑑賞、音楽療法等、誕生日会、ボランティアによる催事、地域交流行事への参加等